

高速船規則

高速船規則検査要領

高速船規則
高速船規則検査要領

2018 年 第 2 回 一部改正
2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 97 号／達 第 48 号
2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議
2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

高速船規則

規則

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 97 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 6 月 29 日 規則 第 97 号
高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の(1)から(4)に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。船級登録申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1) (省略)

(2) 機関関係

(a)から(g)は省略)

(h) 自動制御及び遠隔制御

9 編 12.1.3 に規定されているもの

~~i) 自動化に関する図面及び資料~~

~~1) 測定点の一覧表~~

~~2) 警報点の一覧表~~

~~3) 制御装置及び安全装置の制御対象及び制御量の一覧表~~

~~4) 制御装置及び安全装置のエネルギー源の種類（自力式、空気式、電気式等）~~

~~5) 危急停止、減速（自動減速又は減速要求）等の条件の一覧表~~

~~ii) 主機又は可変ピッチプロペラの自動制御及び遠隔制御装置に関する次の図面及び資料~~

~~1) 主機の発停、前後進切換え、出力増減等の動作説明書~~

~~2) 安全装置（機関付属のものを含む。）及び表示灯の配置図~~

~~3) 制御系統図~~

~~iii) ボイラの自動制御及び遠隔制御装置に関する次の図面及び資料~~

~~1) シーケンス制御、給水制御、圧力制御及び燃焼制御並びに安全装置の動作説明書~~

~~2) 自動燃焼制御装置及び自動給水制御装置の系統図~~

- ~~iv) 発電装置の自動制御装置（自動負荷分担装置，優先遮断装置，自動始動装置，自動同期投入装置，順次始動装置等）の系統図及び動作説明書~~
- ~~v) 各制御場所に設ける監視盤，警報盤及び制御機の盤面配置図~~
- ~~vi) 9 編 12.1.1 3.の適用を受けるコンピュータシステムに関する図面及び資料~~

((i)及び(j)は省略)

(3) (省略)

(4) (省略)

9 編 機関

12 章 自動制御及び遠隔制御

12.1 一般

12.1.1 適用*

-3.を次のように改める。

~~-3. 前-1.及び-2.に加えて、本会が必要と認める機器及び装置の機能を果たすために、コンピュータシステムを使用する場合は、当該コンピュータシステムの設計、構造、試運転及び保守コンピュータシステム並びにそれを構成するハードウェア及びソフトウェアの設計、構築、試験及び保守については、本章の規定によるほか、本会の別に定めるところによらなければならない。~~

-4.として次の1項を加える。

~~-4. -3.の規定は、次に掲げる設備等に該当するコンピュータシステムには適用しない。~~

- ~~(1) 安全設備規則に規定する航海設備~~
- ~~(2) 無線設備規則に規定する無線設備~~
- ~~(3) 復原性計算機~~
- ~~(4) 積付計算機~~

12.1.3 として次の1条を加える。

12.1.3 提出図面及び資料*

提出すべき図面及び資料は一般に次のとおりとする。

- (1) 自動化に関する図面及び資料
 - (a) 測定点の一覧表
 - (b) 警報点の一覧表
 - (c) 制御装置及び安全装置
 - i) 制御対象及び制御量の一覧表
 - ii) 制御エネルギーの種類（自力式、空気式、電気式等）
 - iii) 危急停止、減速（自動減速又は減速要求）等の条件の一覧表
- (2) 主機又は可変ピッチプロペラの自動制御及び遠隔制御装置に関する次の図面及び資料
 - (a) 主機の発停、前後進切換え、出力増減等の動作説明書
 - (b) 安全装置（機関付属のものを含む。）及び表示灯の配置図
 - (c) 制御系統図
- (3) ボイラの自動制御及び遠隔制御装置に関する次の図面及び資料
 - (a) シーケンス制御、給水制御、圧力制御及び燃焼制御並びに安全装置の動作説明

書

- (b) 自動燃焼制御装置及び自動給水制御装置の系統図
- (4) 発電装置の自動制御装置（自動負荷分担装置，優先遮断装置，自動始動装置，自動同期投入装置，順次始動装置等）の系統図及び動作説明書
- (5) 各制御場所に設ける監視盤，警報盤及び制御機の盤面配置図
- (6) 12.1.1-3.の適用を受けるコンピュータシステムに関する図面及び資料

附 則（改正その1）

1. この規則は，2018 年 6 月 29 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.3 船体の年次検査

3.3.1 要件

-1.から-3.を次のように改める。

-1. 年次検査においては、実行可能な範囲内で次の(1)から(17)までに規定する船体及び艀装関係の検査及び試験を行い良好な状態にあることを確認する。

- (1) 船体外部を清掃し、竜骨を含む外板、船首材及び船尾材並びに水中翼等を検査する。腐食を生じやすい箇所、構造の不連続部及び外板の開口部は特に注意して検査する。この際、外板の開口部に取り付けられた格子板を取り外さなければならない。ただし、検査員が差し支えないと認めた場合には、格子板の取り外しを省略することができる。
- (2) 舵及びシャフトブラケットを検査する。舵は、持ち上げ又は取り外して検査する。ただし、各軸受部の間隙の計測により検査員が差し支えないと認めた場合には、舵の持ち上げ又は取り外しを省略して差し支えない。
- (3) 乾舷甲板下の排水管その他の排出管及びそれらの付属弁装置を検査する。排水管、吸入管、排出管及びそれらの弁装置について、現状良好であることを確認する。
- (4) 次の(a)から(c)について検査する。また、検査員が必要と認めた場合、表 2.2.1 に掲げる試験を行う。
 - (a) 舷側諸口乾舷甲板下の船側にある全ての開口（舷門及び載貨門等）の閉鎖装置の水密保全性の現状確認
 - (b) 暴露甲板上及び閉囲されない船楼内の倉口の倉口縁材及び倉口閉鎖装置乾舷甲板及び船楼甲板下の貨物倉口、その他の倉口及びその他の開口の風雨密の閉鎖装置
 - (c) 乾舷甲板及び船楼甲板下にある丸窓舷窓及び内蓋
また、風雨密倉口蓋、舷側諸口及び丸窓については、必要に応じて表 2.2.1 に掲げる試験を行う。
- (5) 暴露した機関室口囲壁及びこれに設けた出入口の閉鎖装置並びに機関室天窓の閉鎖装置を検査する。
- (6) 乾舷甲板より下方の場所又は閉囲された船楼内の場所に通じる通風筒の縁材及び閉鎖装置を検査する。通風筒及びその縁材並びに閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。
- (7) 暴露した甲板上の空気管及びその閉鎖装置、測深管の現状を検査する。空気管及びその閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。
- (8) 水密隔壁にある水密戸、各種隔壁貫通部及び支水弁並びに船楼端隔壁の出入口の閉

鎖装置を検査し、かつ、水密隔壁にある水密戸及び船楼端隔壁の出入口の閉鎖装置について効力試験を行う。

(9) ブルワーク、ブルワークの放水口の扉及びヒンジ又は欄干を検査する。

~~(10) 防火構造及び脱出設備並びに関連装置の作動試験を行う。~~

~~(11) 水密隔壁の貫通部を検査する。~~

~~(12) 常設歩路又はそれに代わる通路設備を検査する。~~手摺り、ギャングウェイ、歩路及びその他の船員の保護のための設備並びに船員の安全な交通のための設備について、現状良好であることを確認する。

~~(13) 満載喫水線を標示する必要がある船舶では、満載喫水線の標示を検査し、必要な場合には再刻及び新たに塗装を施す。~~

~~(14) 本会が承認した復原性資料等が本船上に保管されていることを確認する。~~

~~(15) 6 編 1.4.2 の規定によりローディングマニュアルの備え付けが要求されている船舶では、本会が承認したローディングマニュアルが本船上に保管されていることを確認する。~~

~~(16) 6 編 1.4.3 の規定により積付計算機の備え付けが要求されている船舶では、本会が適当と認める機能を有する積付計算機が本船上に備え付けられていることを確認する。~~

~~(17) 船舶識別番号の標示が要求される船舶について、その標示状態が現状良好であることを確認する。~~

~~(18) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、14 編 1.2.1 に規定する閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器について、現状良好であることを確認する。（較正の記録の確認を含む。）~~

-2. 排水、係船、揚錨装置及びその所属具を検査する。また、錨鎖庫及び錨鎖管への水の浸入を最小化するための閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。

-3. ~~消火設備は、次の(1)から(7)に規定する検査及び試験を行うほか、消火設備全般の現状について検査を行う。消火設備、防火構造及び脱出設備の一般的な検査に加え、特に次の(1)から(17)について検査を行う。~~

(1) 火災制御図の掲示、格納状況を検査する。

(2) 可能な限り、火災探知装置及び火災警報装置（手動警報装置を含む。）並びに試料抽出式煙探知装置の現状確認及び効力試験を行う。

(3) 消火ポンプ（非常用を含む。）、~~送水管~~消火主管、消火栓、~~消火~~ホース及び、ノズル等の射水消火装置の効力試験を行う。及び国際陸上施設連結具について、現状良好であることを確認する。また、消火ポンプ（非常用を含む。）について、消火主管内で要求される圧力が維持され、船舶のいかなる箇所の消火栓からも同時に 2 条の射水ができることを確認する。

(4) ~~水噴霧装置の効力試験を行う。~~機関区域、貨物区域、車両積載区域、特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域の固定式消火装置について適宜、現状良好であることを確認する。また、装置の操作手順が掲示されていることを確認する。固定式炭酸ガス消火装置にあつては、ガス管を開放する制御装置及び炭酸ガスを貯蔵容器から放出する制御装置の 2 つが独立し、放出先が明記された箱の中にそれぞれ設置されていることを確認する。

(5) ~~固定式消火装置、移動式及び持運び式消火器の保守管理状況を検査する。~~が備えられていることを確認し、無作為に現状良好であることを確認する。

- (6) 排煙用通風機の作動状況を検査する。
- (7) ~~消防員装具の保守管理状況を検査する。~~については、次の(a)及び(b)による。
 - (a) 消防員装具（自蔵式呼吸具を含む）の備え付けが適切で、現状良好であることを確認する。
 - (b) 自蔵式呼吸具の予備を含むシリンダが適切に充填されていることを確認する。
- (8) 機関室の防火措置に関し、実行可能な範囲で、適宜、天窓の開閉、煙の排出、煙突及び通風用の開口の閉鎖、電動戸及びその他の戸の閉鎖、通風装置及びボイラの強制給排気用送風機の停止及び可燃性液体を排出する燃料油ポンプ及びその他のポンプの停止について作動試験を行う。また、消火設備及び上記の防火措置について現状良好であることを確認する。
- (9) 居住区域及び業務区域内における、塗料又は可燃性液体を含む区画及び深油調理器具に対する消火装置について、現状良好であることを確認する。
- (10) 一般非常警報装置について、現状確認及び作動試験を行う。
- (11) 貨物区域、車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の防火措置（閉鎖装置、通風装置、及び持運び式消火器）について、現状良好であることを確認する。また、実行可能な範囲で、適宜、種々の開口の閉鎖装置について作動試験を行う。
- (12) 該当する場合、危険物の運送に対する特別な措置（電気設備及び配線、通風装置、完全防護服及び持運び式消火器の確認を含む）について、現状良好であることを確認する。また、給水装置、ビルジ装置及び水噴霧装置について作動試験を行う。
- (13) 可能な限り、防火構造に変更がないことを確認する。
- (14) 実行可能な限り、全ての防火戸について、現状良好であり、適切に動作することを確認する。
- (15) 実行可能な限り、全ての通風装置の主吸気口及び主排気口について、通風される場所の外部からの遠隔閉鎖装置の作動確認を行う。
- (16) 実行可能な限り、通風される場所の外部からの機械式通風装置の停止装置について、作動確認を行う。
- (17) 居住区域、機関区域及びその他の区域からの脱出設備が適切であることを確認する。

3.6 機関の年次検査

3.6.1 を次のように改める。

3.6.1 現状検査*

年次検査においては、次の(1)から(7)に掲げる検査を行うほか、機関室全般について、現状良好であることを確認する。

((1)から(7)は省略)

- (8) 燃料油、潤滑油及びその他の可燃性油を含むタンクの弁の遠隔閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。

3.6.2 を次のように改める。

3.6.2 効力試験*

次の(1)から(7)に掲げるものについて各種の効力試験を行う。

- (1) 油タンク取出し弁の遠隔閉鎖装置実行可能な範囲で、適宜、燃料油、潤滑油及びそ

の他の可燃性油を含むタンクの弁の遠隔閉鎖装置の作動試験

- (2) 燃料油ポンプ並びに通風機及びボイラ用送風機の駆動機の遠隔停止装置
- (3) 非常電気設備
- (4) 機関の制御場所と船橋及び操舵機区画と船橋間の通信装置手段
- (5) 操舵装置（ウォータージェット推進装置のデフレクタ及びリバーサを含む。）
付属品及び制御装置を含む主及び補助操舵装置について、作動次の(a)から(c)に掲げる試験を行う。
~~(a) 切換えを含めた動力装置の作動試験~~
~~(b) 鋼船規則 D 編 15.6 にいう油圧駆動装置の自動及び遠隔切離し装置の作動試験~~
~~(c) 鋼船規則 D 編 15.2 にいう代替動力の供給試験~~
~~(d) 切換えを含めた制御装置の作動試験~~
~~(e) 鋼船規則 D 編で要求する警報装置、舵角指示器及び動力装置の運転表示装置の効力試験~~
- (6) ビルジ装置
弁（危急ビルジ弁を含む。）、コック、こし器、ポンプ、リーチロッド及び液面警報を含むビルジ装置の作動状態を確認する。
- (7) 次の(a)から(ed)に掲げるものについて効力試験を行う。ただし、現状検査、航海中における状態並びに本船側における試験結果等を基に検査員が差し支えないと判断した場合は、省略することができる。
 - (a) 主機及び補助機関
主機、発電機及び推進補機並びに操船・保安補機を駆動する原動機にあつては、次に掲げる安全装置及び警報装置の試験を行う。
 - i) 過速度防止装置
 - ii) 潤滑油の供給停止又は圧力低下の場合の自動停止装置及び警報装置
 - iii) 主機用タービンにあつては主コンデンサの真空異常低下時の自動停止装置
 - (b) ボイラ、熱媒油加熱器及び焼却設備
ボイラ、熱媒油加熱器及び焼却設備にあつては、**鋼船規則 D 編 9 章**に規定する安全装置、警報装置及び圧力計測指示装置（ボイラの圧力計については、較正記録の確認を含む。）の試験を行う。なお、検査員が必要と認める場合はボイラ水及び熱媒油の管理記録の確認を要求することがある。
 - (c) 監視装置
圧力計、温度計、電流計、電圧計、回転計等の監視装置
 - (d) 自動制御装置及び遠隔制御装置
推進機関を船橋から遠隔で制御（制御のほか、監視、報告、警報及び安全措置に関するものを含む。）する装置に加え、推進補機並びに操船・保安補機の自動制御又は遠隔制御装置にあつては、それらの作動状態を確認する。
 - (e) 機関士呼出し装置
機関士呼出し装置が機関士居住区域において明確に聴取できることを確認する。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2018年6月29日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については，工事に着手するに先立ち，次の**(1)**から**(4)**に掲げる図面その他の書類を提出して，本会の承認を得なければならない。船級登録申込者は，本会が別に定めるところにより，登録検査申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1) (省略)

(2) 機関関係

(a)から(d)は省略)

(e) 補機及び機関室諸管系統図

i) 機関室の諸管線図（管，弁等の材料，寸法，種類，設計圧力，設計温度等を記載したもの）

ii) 9 編 10.2.2(1)に規定されているもの

((f)から(i)は省略)

(j) 電気設備

i) 図面：

(1)から 6)は省略)

7) ウインドラスを駆動する電動機の定格，主要な寸法，材料及び重量を示した組立断面図（定格出力が 100 kW 以上の電動機に限る。）

ii) (省略)

((3)及び(4)は省略)

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については，前 **2.1.2** の規定による承認用図面その他の書類のほか，次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(6)は省略)

(7) 次に掲げる機関関係図面及びその他の書類

(a) 補機及び管装置

9 編 10.2.2(2)に規定されているもの

- (78) 低引火点燃料船では、鋼船規則 B 編 2.1.3-1.(910)に規定される図面及びその他の書類
- (89) その他本会が必要と認める図面及び書類

9 編 機関

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 一般

-5.を次のように改める。

-5. ~~本章本編~~で使用する用語については鋼船規則 D 編 1.1.6 の規定による。

1.3 試験

1.3.1 製造工場等における試験

(6)を次のように改める。

機関は、製造工場等において次の試験を行わなければならない。

((1)から(5)は省略)

(6) 管、弁、管取付け物及び補機

管、弁、管取付け物及び補機は、鋼船規則 D 編 12.6.1 及び 16.2.5 に規定する試験を行うこと。

((7)から(9)は省略)

10 章を次のように改める。

10 章 ウインドラス及びムアリングウインチ

10.1 一般

10.1.1 適用

~~1. 本章の規定は、電動、油圧又は蒸気駆動によるウインドラス及びムアリングウインチに適用する。~~

~~2. 前 1. に規定する以外のウインドラス及びムアリングウインチは本会の適当と認めるところによる。~~

10.2 ウインドラス

10.2.1 一般

ウインドラスは、本章で特に規定する事項を除き、鋼船規則 D 編 16 章によらなければならない。

10.2.2 提出図面及び資料*

提出すべき図面及び資料は、一般に次に掲げるウインドラスの設計要件、適合規格、強度計算書、構造等の詳細を示す図面及び資料とする。

(1) 承認用提出図面及び資料

- (a) ウインドラスの主要目表
- (b) ウインドラスの全体装置図
- (c) 動力伝達部品及び荷重支持部品の寸法及び材料仕様、溶接の詳細
- (d) 油圧システムに関する図面
- (e) 制御装置、監視装置、計測装置の配置
- (f) 製造工場等における試験の試験方案
- (g) その他本会が必要と認める図面及び資料

(2) 参考用提出図面及び資料

- (a) 動力伝達部品及び荷重支持部品の強度計算書
- (b) 制鎖器の全体装置図及び組立断面図並びに鋼船規則 D 編 16.2.4-2.(6)を満足していることを示す資料（制鎖器を備える場合に限る。）
- (c) 駆動用動力装置の性能計算書（鋼船規則 D 編 16.2.5-1.(3)に規定する負荷試験を実施しない場合に限る。）
- (d) 鎖車ブレーキの保持力計算書（鋼船規則 D 編 16.2.5-1.(4)に規定する鎖車ブレーキ試験を実施しない場合に限る。）
- (e) 取扱説明書及び整備手順書
- (f) その他本会が必要と認める図面及び資料

10.3 ムアリングウインチ

10.1.23.1 ムアリングウインチの構造等

- 1. ~~ウインドラス及び~~ムアリングウインチの構造及び強度は、日本工業規格又は本会がこれと同等と認める規格に適合したものでなければならない。
- 2. ~~ウインドラス、~~ムアリングウインチ及びそれらの台板等の付属設備は、甲板に有効に、かつ、堅固に施設されなければならない。

10.1.3 ウインドラスの能力

~~ウインドラスはチェーン及びアンカーを海中から有効に巻き上げる能力を有したものであること。~~

附 則（改正その3）

1. この規則は、2018年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載されるウインドラスであって、施行日前に承認申込みがあったものは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.4 工事の検査*

-5.として次の1項を加える。

-1. 船体及び艀装関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。

((1)から(17)は省略)

-2. 機関関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。

((1)から(4)は省略)

(5)海上試運転を行うとき。

((6)は省略)

-3. 低引火点燃料船にあつては、立会の時期を-1.及び-2.によるほか、鋼船規則 GF 編の規定により試験を行うときとする。

-4. 前-1.から-3.に掲げる立会の時期は、海上試運転を行うときを除き、製造所の設備、技術及び品質管理の実情に応じて増減することがある。

-5. 前-1.から-3.に掲げる試験の実施にあたり、検査申込者は、試験方案を作成し、事前に本会の確認を受けなければならない。また、必要に応じて試験成績書又は計測記録を提出しなければならない。

附 則（改正その 4）

1. この規則は、2018 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*又は改造検査が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

7 編 船体艀装及びペイント工事

1 章 船体艀装

1.1 アンカー，チェーン及び索類

1.1.1 一般*

-1.及び-3.を次のように改める。

-1. 船舶には，その艀装数に応じて，表 7.1.1 により定めるもの以上のアンカー，アンカーチェーン及び索類を備えなければならない。また，それら进行操作する適当なウインドラス，ウインチ等を備えなければならない。

-2. (省略)

-3. アンカー，アンカーチェーン，ワイヤロープ及び繊維索ロープは，それぞれ L 編 2 章，3 章 3.1，4 章及び 5 章の規定に適合するものでなければならない。

-4. (省略)

表 7.1.1 を次のように改める。

表 7.1.1 アンカー、チェーン及び索類

艀装 記号	艀装数		アンカー		アンカーチェーン (スタッド付きチェーン)			引綱		係船索			
			数	質量(ストックレスアンカーの単量)	長さ	径							
						第 1 種	第 2 種	第 3 種	長さ	切断荷重	数	長さ	切断荷重
	を 超 え	以 下		kg	m	mm	mm	mm	m	kN		m	kN
A ₁	50	70	2	180	220	14	12.5		180	 98	3	80	 2437
A ₂	70	90	2	240	220	16	14		180	✦ 98	3	100	✦ 2740
A ₃	90	110	2	300	247.5	17.5	16		180	✦ 98	3	110	✦ 2942
A ₄	110	130	2	360	247.5	19	17.5		180	✦ 98	3	110	✦ 4448
A ₅	130	150	2	420	275	20.5	17.5		180	✦ 98	3	120	✦ 4953
B ₁	150	175	2	480	275	22	19		180	✦ 98	3	120	✦ 5459
B ₂	175	205	2	570	302.5	24	20		180	 112	3	120	✦ 5964
B ₃	205	240	2	660	302.5	26	22	20.5	180	✦ 129	4	120	✦ 6469
B ₄	240	280	2	780	330	28	24	22	180	✦ 150	4	120	✦ 6975
B ₅	280	320	2	900	357.5	30	26	24	180	✦ 174	4	140	✦ 7480
C ₁	320	360	2	1020	357.5	32	28	24	180	 207	4	140	 7885
C ₂	360	400	2	1140	385	34	30	26	180	 224	4	140	✦ 8896
C ₃	400	450	2	1290	385	36	32	28	180	✦ 250	4	140	✦ 98107
C ₄	450	500	2	1440	412.5	38	34	30	180	✦ 277	4	140	✦ 108117
C ₅	500	550	2	1590	412.5	40	34	30	190	✦ 306	4	160	✦ 123134
D ₁	550	600	2	1740	440	42	36	32	190	 338	4	160	✦ 133143
D ₂	600	660	2	1920	440	44	38	34	190	✦ 371	4	160	✦ 147160
D ₃	660	720	2	2100	440	46	40	36	190	✦ 406	4	160	✦ 157171
D ₄	720	780	2	2280	467.5	48	42	36	190	✦ 441	4	170	✦ 172187
D ₅	780	840	2	2460	467.5	50	44	38	190	 480	4	170	✦ 186202
E ₁	840	910	2	2640	467.5	52	46	40	190	 518	4	170	✦ 201218
E ₂	910	980	2	2850	495	54	48	42	190	✦ 559	4	170	 216235
E ₃	980	1060	2	3060	495	56	50	44	200	✦ 603	4	180	 230250
E ₄	1060	1140	2	3300	495	58	50	46	200	✦ 647	4	180	✦ 250272
E ₅	1140	1220	2	3540	522.5	60	52	46	200	 691	4	180	✦ 270293
F ₁	1220	1300	2	3780	522.5	62	54	48	200	✦ 738	4	180	✦ 284309
F ₂	1300	1390	2	4050	522.5	64	56	50	200	✦ 786	4	180	✦ 300336
F ₃	1390	1480	2	4320	550	66	58	50	200	✦ 836	4	180	 324352
F ₄	1480	1570	2	4590	550	68	60	52	200	✦ 888	5	190	✦ 324352
F ₅	1570	1670	2	4890	550	70	62	54	200	 941	5	190	 333362

(備考)

~~1. ワイヤロープを使用する場合は、表の中で●印は (6×12)、⊙印は (6×24)、◎印は (6×37) を標準とする。~~

~~2. アンカーチェーンの長さは、連結用シャックルを含む長さとして差し支えない。~~

2. 本表に規定するアンカー及びアンカーチェーンは、最大潮流速度 2.5 m/s、最大風速 25 m/s、アンカーチェーンの繰り出し長さと水深の最小比が 6 となる港湾内及び保護された水域での投錨を前提としたものである。

1.1.5 引綱及び係船索

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 引綱及び係船索として用いるワイヤロープ及び~~マンマ~~繊維ロープは、鋼船規則 L 編 4 章及び同 5 章の規定による切断荷重が表 7.1.1 に掲げる切断荷重よりも小であってはならない。

-2. 引綱及び係船索として用いる~~合成繊維索~~ロープは、別に定めるところによる。

1.1.6 を 1.1.8 に改め、1.1.6 として次の 1 条を加える。

1.1.6 チェーンロッカ

-1. アンカーチェーン及び鋼索は、チェーンロッカ又は巻き取りドラム等を設けて格納しなければならない。

-2. チェーンロッカは、アンカーチェーンが錨鎖管により容易に直接導かれ、自己収納できる十分な容量及び深さを有するものでなければならない。

-3. チェーンロッカ（錨鎖管を含む）は、暴露甲板に至るまで水密とし、排水装置を設けなければならない。

-4. チェーンロッカ内には、その中心線に仕切りを設けなければならない。

-5. チェーンロッカに交通口を設ける場合には、当該交通口は密に配置されたボルトにより締付けられる堅固な蓋により閉鎖されなければならない。

-6. チェーンロッカ又は錨鎖管への交通口が暴露甲板より下方に設けられる場合にあっては、当該交通口の蓋及びその締付装置は本会が適当と認めるものでなければならない。また、バタフライナット及び/又はヒンジボルトは、当該装置の締付装置として使用してはならない。

-7. チェーンを導入するための錨鎖管には、浸水を最小化するための恒久的な閉鎖装置を備えなければならない。

-8. アンカーチェーンの船内端を船体構造に固定する装置を備えなければならない。本装置及びその支持構造は、アンカーチェーンの切断荷重の 15%以上 30%以下の力に耐えるものでなければならない。

-9. アンカーチェーンの船内端を船体構造に固定する装置は、緊急時にチェーンロッカ外側の接近可能な場所から容易にアンカーチェーンを取り外すことができるものでなければならない。

1.1.7 として次の 1 条を加える。

1.1.7 ウインドラス及び制鎖器の支持構造

-1. ウインドラス及び制鎖器の支持構造は、次のアンカーチェーンを保持する荷重及び波浪の打ち込みに耐えるよう設計しなければならない。

(1) 荷重は、アンカーチェーンに沿って作用するものとし、次の(a)から(c)による値

(a) 制鎖器：アンカーチェーンの切断荷重の 80%

(b) 制鎖器を備えていない又は制鎖器と一体になっているウインドラス：アンカーチェーンの切断荷重の 80%

(c) 制鎖器が備えられているが、一体となっていないウインドラス：アンカーチェーンの切断荷重の 45%

(2) 波浪の打ち込みによる荷重は、鋼船規則 CSR-B&T 編 1 編 11 章 4 節 2.1.6 による

-2. ウインドラス及び制鎖器の支持構造の許容応力は、次の(1)及び(2)の値以下としなければならない。

(1) 直応力：材料の最小降伏応力の 100%

(2) せん断応力：材料の最小降伏応力の 60%

1.1.8 を次のように改める。

1.1.68 雑則

~~1. 船舶には、適当な投揚錨設備を設けなければならない。~~

~~2. アンカーチェーン及び鋼索は、チェーンロッカ又は巻き取りドラム等を設けて格納しなければならない。また、アンカーチェーン又は鋼索の内端は、堅固なアイプレートにシヤックル止めとするか、又は同等以上の効力の装置により船体に係止しなければならない。~~

~~31.~~ アンカーは、投揚錨時に船体に損傷を与えないような位置に取り付けるか、又は必要な場合には、適当な位置に適当な大きさのベルマウスを設け、船体を保護しなければならない。

~~42.~~ 投揚錨、曳航及び係船のための設備及びそれらに関連する船体の局部構造並びにこれらの設計は、投揚錨、曳航又は係船作業を行う人に対する危険を最小にするものでなければならない。

~~53.~~ 投揚錨設備、曳航用ビット、係船用ボラード、フェアリーダ、クリート及びアイボルトは、設計荷重下での使用に対し、船舶の水密保全性を損なうことのないよう製造され、船体に取り付けられなければならない。

~~64.~~ 船体構造は、錨索又は係船索がこれらの破断荷重を超えない範囲の荷重で使用される場合に、ビット及びボラード等に加わる荷重により、船舶の水密保全性を損なう損傷が生じないようにしなければならない。このため、これらの船体構造に対する設計荷重は、上記荷重の 1.2 倍以上としなければならない。

附 則（改正その5）

1. この規則は、2018年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

高速船規則検査要領

要
領

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 達 第 48 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 29 日 達 第 48 号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 提出図面その他の書類

-1. (省略)

~~2. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(h)vi)にいう図面及び資料とは、鋼船規則検査要領 D 編附属書 D18.1.1「コンピュータシステム」に掲げるものを標準とする。この場合、既に本会の使用承認を受けた機器及び装置にあっては、船舶毎に仕様の異なる部分の図面及び資料として差し支えない。~~

~~32. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(j)ii)4)i)にいう「電圧総合波形ひずみ率計算書」には、次の内容を含むこと。~~

(1) 高調波フィルタが故障した際に起こり得る電圧総合波形ひずみ率についての計算結果

(2) 規則 10 編 2.1.2-4.の適用上、配電系統における電圧総合波形ひずみ率の許容値

~~43. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(j)ii)4)ii)にいう「高調波フィルタ運用手引書」には、次の内容を含むこと。~~

(1) 通常の運転時に制限以下の電圧総合波形ひずみ率を維持した場合に許容される配電系統の運転モード

(2) 高調波フィルタの連続動作に何らかの異常発生した場合に許容される配電系統の運転モード

~~54. 前32.及び43.の資料は高調波フィルタを配電系統に搭載した事業者が提出すること。~~

9 編 機関

12 章 自動制御及び遠隔制御

12.1 一般

12.1.1 を次のように改める。

12.1.1 適用

-1. (省略)

~~2. 規則 9 編 12.1.1-3.にいう「本会が必要と認める機器及び装置」とは、一般に次の(1)から(4)に示す用途に使用されるものをいう。この場合、シーケンサ等のプログラマブルコントローラを含むものとする。~~

~~(1) 規則 9 編 12.1.1-1.に掲げる機器及び装置の制御システム~~

~~(2) 鋼船規則 D 編 18.2.5 に規定する警報システム~~

~~(3) 規則 9 編 12.1.1-1.に掲げる機器及び装置の安全システム~~

~~(4) 鋼船規則検査要領 D 編附属書 D18.1.1 表 2.1 に関連する制御システム、警報システム及び安全システム~~

~~3. 2.にかかわらず、次の(1)から(4)に掲げる設備及び機器等については、規則 9 編 12.1.1-3.にいう「本会が適当と認める装置及び機器」に含めない。~~

~~(1) 安全設備規則に規定する航海設備~~

~~(2) 無線設備規則に規定する無線設備~~

~~(3) 復原性計算機~~

~~(4) 積付計算機~~

-42. 規則 9 編 12.1.1-3.にいう「本会の別に定めるところ」とは、鋼船規則検査要領 D 編附属書 D18.1.1「コンピュータシステム」をいう。

12.1.3 として次の 1 条を加える。

12.1.3 提出図面及び資料

規則 9 編 12.1.3(6)にいう図面及び資料は、鋼船規則検査要領 D 編附属書 D18.1.1「コンピュータシステム」に掲げるものを標準とする。この場合、既に本会の使用承認を受けた機器及び装置にあっては、船舶毎に仕様の異なる部分の図面及び資料として差し支えない。

附 則 (改正その 1)

1. この達は、2018 年 6 月 29 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.6 機関の年次検査

3.6.1 を次のように改める。

3.6.1 現状検査

-1. 規則 2 編 3.6.1 にいう現状検査に関し、高調波フィルタを備える配電系統（ポンプモータ等、単一の機器のみに使用されるものを除く。）をもつ船舶にあっては、現状良好であることを確認するとともに次の(1)又は(2)の確認を行う。

(1) 次の(a)又は(b)の配電系統に備えられる高調波フィルタにあっては、規則 H 編 2.12.4-1.に規定する電圧総合波形ひずみ率の記録を確認する。

(a) 2017 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶の配電系統

(b) 2017 年 7 月 1 日前に建造契約が行われる船舶の配電系統であって、2017 年 7 月 1 日以降、新たに高調波フィルタを搭載したもの

(2) 前(1)(a)又は(b)のいずれにも該当しない高調波フィルタの正常な動作を確認するため、直近の航海において、プラント全体の稼動を代表する航海状態における母線の電圧総合波形ひずみ率の最大値が測定されていることを確認し、当該測定値が、電圧総合波形ひずみ率の許容値以下であることを確認する。

-2. 規則 2 編 3.6.1 の適用上、機関区域の通風装置が正常に作動していることを確認する。

-3. 規則 2 編 3.6.1(1)の適用上、次の(1)から(8)にもよる。

(1) 重要な補機のうち 1 つが作動不能になった場合であっても、推進機関の正常な作動を維持又は回復できることを確認する。

(2) 主機、推進補機及び船舶の安全のための重要な補機を操作する装置の現状を確認する。

(3) 機関制御室から主機及び他の機関を操作する装置の現状を確認する。

(4) 機関、ボイラその他の圧力容器、並びに関連する管装置及び取付物が、可動部、高温部及びその他の危険部位に十分な考慮を払い、船上の人員の危険を最小限とするよう設置及び保護されていることを確認する。

(5) 船外からの援助を受けることなく、デッドシップ状態から機関を始動し、運転可能とする手段が設けられていることを確認する。

(6) 実行可能な限り、主電源及び照明機器を含む電気設備の外観検査並びに当該電気設備の作動状態が正常であることを確認する。

(7) 衝撃、火災及びその他の電気に起因する危険性に対する措置について、保守されていることを全般的に確認する。

(8) 外観検査により、海水系統の伸縮継手の現状を確認する。

-4. 規則 2 編 3.6.1(2)の適用上、火災及び爆発に対する危険性に注意し、機関、ボイラ、

すべての蒸気，油圧，空気圧及びその他の系統並びにこれらに関連する取付物の現状検査を行い，これらが適切に保守されていることも確認する。

3.6.2 として次の 1 条を加える。

3.6.2 効力試験

-1. 規則 2 編 3.6.2 の適用上，定期的に無人の状態に置かれる機関区域の検査については，自動化設備規則 2.3.2-2.にもよる。

-2. 規則 2 編 3.6.2(3)の適用上，実行可能な限り，非常電源（始動装置，給電される装置，自動始動装置（もしあれば）も含む）を備える船舶にあっては，当該非常電源の作動も確認する。

-3. 規則 2 編 3.6.2(4)の適用上，次の(1)及び(2)にもよる。

(1) 船橋と操舵機室との間の通信装置及び舵角指示器が正常に作動することを確認する。

(2) エンジン・テレグラフ，船橋と機関区域との間の第 2 の通信装置及び機関を制御するその他のすべての場所との通信装置が正常に作動することを確認する。

-4. 規則 2 編 3.6.2(5)の適用上，次の(1)から(4)による。

(1) 主及び補助操舵装置（付属品及び制御装置を含む。）について，次の(a)から(e)に掲げる作動試験を行うほか，現状を確認する。

(a) 切換えを含めた動力装置の作動試験

(b) 鋼船規則 D 編 15.6 にいう油圧駆動装置について自動及び遠隔切離し装置の作動試験

(c) 鋼船規則 D 編 15.2 にいう代替動力の供給試験

(d) 切換えを含めた制御装置の作動試験

(e) 鋼船規則 D 編で要求する舵角指示器及び動力装置の運転表示装置の作動試験

(2) 非常操舵場所を有する船舶にあっては，当該場所に船首方向を伝達する手段に加え，当該場所にコンパスの可視情報を伝達する手段（もしあれば）の現状を確認する。

(3) 油圧式，電気式又は電動油圧式操舵装置に備える各種警報が正常に作動することを確認する。

(4) 油圧により駆動される操舵装置の補油のための設備が保守されていることを確認する。

附 則（改正その 2）

1. この達は，2018 年 6 月 29 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.10 機関計画検査

3.10.2 機関継続検査（CMS）

-6.(3)を次のように改める。

-6. 確認検査

機関及び装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において、船内の保守作業として機関及び装置が-3.に定める受検計画書に従って開放され、かつ、開放点検時の記録が整備されている場合は、次に定める確認検査を行うことにより検査員立会による開放検査に代えることができる。この場合、次の開放点検期日は開放点検日から5年とする。

((1)及び(2)は省略)

(3) 確認検査の時期

確認検査は、確認検査を受けようとする機関及び装置の開放点検日以降の最初の定期的検査（規則 2 編 3.1.1-1.(4)に規定する検査を除く。以下、本(3)において同じ。）の完了日までに行われること。ただし、船舶の所有者から検査の申込みがあった場合、開放点検期日以前であれば、開放点検日以降の2回目の定期的検査の完了日までに確認検査を受けることとして差し支えない。

附 則（改正その3）

1. この達は、2018年6月29日から施行する。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-6.及び-7.として次の 2 項を加える。

-6. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(j)i)6)にいう「電路系統図」には、次に掲げるウインドラスの電気設備に関する情報を含むこと。

(1) ケーブルの仕様及び寸法

(2) 電動機の制御装置

(3) 保護装置の定格又は設定値

-7. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(j)i)7)にいう「組立断面図」には、当該電動機に接続される歯車装置を含むこと。

9 編 機関

10 章として次の 1 章を加える。

10 章 ウインドラス及びムアリングウインチ

10.2 ウインドラス

10.2.2 提出図面及び資料

-1. 規則 9 編 10.2.2(1)(a)にいう「ウインドラスの主要目表」は、ウインドラスの主要目に加え、次の事項を含むこと。

- (1) アンカー及びアンカーチェーンの主要目
- (2) 最大投錨水深
- (3) 性能基準
- (4) 適合する規格等

-2. 規則 9 編 10.2.2(1)(b)にいう「ウインドラスの全体装置図」には、投揚錨及び係船に関する全ての構成要素を記載すること。構成要素の例として、次に掲げる装置及び部品が挙げられる。

- (1) 駆動用動力装置、軸、鎖車、アンカー、アンカーチェーン、ブレーキ、制御装置
- (2) ムアリングウインチ、ワイヤー、フェアリード（ウインドラスを構成するものに限る。）
- (3) アンカーチェーンの呼び寸法及び最大投錨水深の標示

-3. 規則 9 編 10.2.2(1)(c)にいう「動力伝達部品及び荷重支持部品の寸法及び材料仕様、溶接の詳細」は、次によること。

- (1) ウインドラスとムアリングウインチが一体型の場合には、ムアリングウインチに関する情報を含むこと。
- (2) 使用材料を明示すること。
- (3) 溶接継手で接合される箇所に非破壊試験又は溶接後熱処理を実施する場合には、その範囲を明らかにすること。

-4. 規則 9 編 10.2.2(1)(d)にいう「油圧システムに関する図面」は、少なくとも次に掲げる情報を含むこと。

- (1) システムの設計圧力及び油圧管線図
- (2) 安全弁の配置及び設定圧力
- (3) 管及び管取付け物の材料仕様
- (4) 管継手の種類及び材料
- (5) 油圧モータの技術資料及び詳細図

-5. 規則 9 編 10.2.2(2)(a)にいう「動力伝達部品及び荷重支持部品の強度計算書」は、次によること。

- (1) 動力伝達部品及び荷重支持部品が本会が適当と認める規格又は同等の実施基準等に適合していることを示すこと。
- (2) 歯車の解析は、本会が適当と認める規格によること。

-6. 規則 9 編 10.2.2(2)(c)にいう「性能計算書」は、ウインドラスの駆動用動力装置が鋼

船規則 D 編 16.2.4 に規定する巻き上げ速度、連続使用荷重及び過負荷荷重を満足する性能を有していることを示すものであること。

-7. 規則 9 編 10.2.2(2)(e)にいう「取扱説明書及び整備手順書」には、最大投錨水深を記載すること。

附 則（改正その 4）

1. この達は、2018 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載されるウインドラスであって、施行日前に承認申込みがあったものは、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.4 として次の1条を加える。

2.1.4 工事の検査

規則 2 編 2.1.4-5.の適用上, 2.3.1(2)に規定する後進試験の試験方案は, 造船所が作成すること。なお, 製造者により特定の運転特性が指定されている場合は, これを当該試験方案に含めること。

2.3 海上試運転及び復原性試験

2.3.1 海上試運転

(2)及び(11)を次のように改める。

海上試運転において行われる各試験の内容は, 次のとおりとする。

((1)は省略)

(2) 後進試験

後進試験は, 次の(a)及び(b)に示すとおりとする。

(a) 連続最大出力で前進中に, 後進全速を発令して, できるだけ速やかに後進全速への切換操作を行い後進性能及び停止性能を確認する。ただし, 高速機関を有する船舶にあっては, 出力を後進可能な状態におとして後進を発令してよい。また, 船外機で回頭式のものにあっては, 適当な出力で行ってもよい。本規定の適用上, 主推進装置を後進に切換える操作場所が複数ある場合は, 各操作場所の切換え操作について, 試験を行う。

(b) この試験において, 船体が後進中, 機関が有効に作動することを確認する。この場合, 主機の回転数は, 連続最大回転数の70%以上とし, 後進速力(回転数)が整定するまで後進を行う運転を継続し, 機関が有効に作動することを確認する。

((3)から(10)は省略)

(11) その他本会が必要と認める試験

試験項目には, 少なくとも, 次の(a)から(c)に示す試験を含むこと。

(a) 複数個のプロペラ又はウォータージェット推進装置を備える船舶にあっては, 1つ又はそれ以上のプロペラ又はウォータージェット推進装置を使用しない状態での運転試験

(b) 船舶が操船又は停止のための補助装置を備えている場合にはそれらの効力試

験
((c)は省略)

附 則 (改正その 5)

1. この達は、2018 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*又は改造検査が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.5 登録事項の変更

2.5.1 改造検査

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 規則 2 編 2.5.1 の適用上，推進装置の後進性能に影響を及ぼす大規模な修理工事が行われたと本会が認めた船舶にあっては，製造中登録検査時に行う後進試験の規定（規則 2 編 2.3.1 及び本章 2.1.4 参照）を準用し，当該修理工事後の後進性能を確認する。当該試験では，現実的な航海状態で推進装置が前進及び後進の両方向に亘り十分に作動することを実証する。なお，本会は，当該修理工事の実際の程度に応じて，当該試験の程度を軽減する場合がある。

附 則（改正その 6）

1. この達は，2018 年 7 月 1 日から施行する。